

明治学院大学舞踏研究会 OB・OG会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、明治学院大学舞踏研究会OB・OG会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を明治学院大学舞踏研究会内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り併せて明治学院大学舞踏研究会の発展に寄与することを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、必要な活動を行う。

第2章 会 員

(資 格)

第5条 本会の会員資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 明治学院大学舞踏研究会を卒部した者
- (2) 明治学院大学舞踏研究会のパートナー校舞踏研究会を卒部した者
- (3) 複数の会員の推奨を経て、本会総会の承認を得た者

(期 間)

第6条 前条で定める会員資格を有する期間は、会員が死亡するまでとする。

(不在会員)

第7条 会長は、本会会員で、2年以上音信不通の者及び2年以上会費未納の者については、不在会員として扱い連絡音信を打ち切ることができる。

(除 名)

第8条 会長は、本会若しくは本会会員に不利益を発生させる行為を行った会員に対し、総会の決議に基づき除名することができる。

(会 費)

第9条 会員は、年会費2,000円を毎年行われる本OB・OG会定期総会出席時に現金で、又は納入通知に従い現金振込で指定された口座に振込なければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第3章 役 員

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
代表幹事	1名
幹事	5名以上
会計	1名
監査	1名

(選任)

- 第 11 条 会長は、総会において会員の互選により決定する。
- 2 会長以外の役員は、会員の中から会長の指名により選任する。
- 3 前条で定める役員の他に、会員の中から役員会が推薦し、かつ総会により決定された者を名誉会長とすることができる。

(任期)

- 第 12 条 役員の任期は、原則として定期総会より次の定期総会までの 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 総会及び役員会

(総会)

- 第 13 条 定期総会は、毎年 7 月にこれを開催し、前年度の活動報告、会計報告及び役員改選その他必要事項を付議する。
- 2 役員会において必要と認められる場合には、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長がこれを招集する。

(役員会)

- 第 14 条 役員会は、必要に応じ、会長がこれを召集し、本会運営に関する必要事項を処理する。
- 2 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。
- (決議)
- 第 15 条 総会及び役員会の決議は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、会長の決めるところによる。
- 2 総会及び役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第 5 章 その他

(活動経費)

- 第 16 条 本会の活動経費は、年会費その他寄付金によりこれに当てる。
- 2 会長は、総会及び役員会の経費を別途出席者より徴収することができる。
- (会計年度)
- 第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。
- (会則の改定)

第18条 本会則の改定は、役員会において決議し、総会の追認を得ることを必要とする。

附 則

(施行期日)

1 本会則は、平成20年8月3日より実施する。

(経過措置)

2 女子聖学院短期大学舞踏研究会が明治学院大学舞踏研究会のパートナー校であった期間に同短期大学舞踏研究会を卒部した者は、本会則第5条第2号に規定する資格を有するとみなす。